

《論 文》

# 包括利益の表示に関する一考察

松 本 尚 哲

はじめに

1. 財務報告の目的と役割
2. 2つの会計観について
3. 包括利益について
4. 包括利益の表示について

むすびにかえて

はじめに

近年、会計の世界でも国際化の波は止まらない。欧州に端を発する会計基準である国際財務報告基準<sup>1</sup>（International Financial Reporting Standard；以下IFRSと略す）という言葉が新聞等のメディアで見かける頻度も、最近では随分と多くなった。その影響を受け、我が国の会計制度も変革を余儀なくされている。長年、根本的な部分では維持されてきた我が

---

1 新聞等では国際会計基準と記載されることも多いが、厳密に言えばIFRSの設定団体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；通称IASB）の前身であった国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee；通称IASC）の時に設定した基準が国際会計基準（International Accounting Standard；通称IAS）であり、IASCから組織改正という形で業務を引き継いだIASBが以後に設定した基準がIFRSであるため、表記上使い分ける必要がある。

国の会計制度が、ある時期から国際的な市場等の要求によって大幅な変革を求められ、いわゆる会計ビッグバンと呼ばれる会計制度の変革が我が国で始まったのは、2000年頃のことである。我が国の会計制度が国際的な舞台で失っていた信用を取り戻すことは、グローバル化によって海外活動も盛んになった我が国の企業の経済活動にとっても必要不可欠なことであったといえよう。

この会計ビッグバンからおよそ10年弱の時を経て、来る2012年度の3月期（2013年3月31日）の決算から新たな利益概念が、我が国の会計においても登場することとなった。「包括利益<sup>2</sup>」である。2010年6月に公表された「企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「包括利益基準」と略す）において、連結財務諸表を作成する企業は、この包括利益の表示が義務づけられたのだ。

本稿では、「包括利益」の表示によって与えられる情報の意義を再考するとともに、それがもたらす情報としての価値について検討を行う。

## 1. 財務報告の目的と役割

会計とは、米国会計学会（American Accounting Association；以下、AAAと略す）の表現を借りれば、「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセス」である<sup>3</sup>。

会計が識別、測定を行う経済活動の担い手である経済主体は、その主たる目的が営利目的かそうでないかによって主に2つに分けられ、そのうち営利目的のものは個人商店から証券市場に上場している世界的な株式会社まで規模の大小の違いはあるものの、一般に「企業」と呼ばれるものであ

---

2 包括利益については、後述する。

3 AAA（1966）、p.1。（飯野訳（1969）、p.2）

る。したがって、営利目的の「企業」による経済活動を対象とした会計は、特に「企業会計」と呼ばれることもある。この企業会計は、企業情報の利用者に対して、判断や意思決定に役立つような企業の経済的情報を識別して、貨幣額等によって測定したものを伝達するものであるといえよう。

さらに、企業会計による情報提供（＝報告）を行う情報利用者を企業内部の利用者と企業外部の利用者に分類した場合に、企業会計もまた企業内部者向けの会計である「管理会計（management accounting）」と企業外部者向けの会計である「財務会計（financial accounting）」に分けることができる。

このうち、管理会計は「最高経営者を頂点とする企業内部の各階層の経営管理者のために、企業の経済活動を測定し伝達する会計<sup>4</sup>」である。こちらは企業内部の各管理者に対して、コスト削減や経営意思決定等の経営管理のための情報を会計記録として残し、報告もなされるものである。

一方、財務会計は「企業外部の利害関係者<sup>5</sup>を会計報告書の受け手として行う会計<sup>6</sup>」と解説されることが多い。この財務会計において行われる会計報告を「財務報告」という。本稿では、企業会計のうちでも、財務会計に限定して「会計」を扱っている<sup>7</sup>。

財務会計において、企業外部の利害関係者に対して会計報告を行う手段は、主に「財務諸表」と呼ばれる一組の会計報告書を作成・提示することである。この財務諸表は、次の書類で構成されている。

まず、「企業が保有する資産を利用して経済活動を行った結果、その成果として得られた売上高などの収益と、それを獲得するために費やされた

---

4 桜井（2012）、p.2。

5 ここでの利害関係者とは、株主や債権者、あるいは潜在的な投資家等の企業を取り巻く、何らかの利害関係を有するすべての関係者を指す。

6 同上書、p.3。

7 以下、本稿で会計とは、企業会計とりわけ財務会計のことを指す。

売上原価・販売費・支払利息などの費用を対比することにより、その差額として純利益を明らかにする書面<sup>8</sup>」である損益計算書（profit and loss statement<sup>9</sup>）がある。つまり損益計算書は、企業の一定期間に生じた収益と費用というフロー項目を集計して正味の成果を表そうとするものである。

もう一方で、「企業が経済活動に必要な資金を、銀行借入金などの形で債権者から調達した部分（負債）と、出資者から拠出を受けた部分（資本）に分けて示すとともに、それらの資金が経済活動のために商品・原材料・生産設備・土地などの項目（資産）に投下されている状態を対比して表した一覧表<sup>10</sup>」である貸借対照表（balance sheet）がある。こちらは要するに、企業が一時点で保有している資産や負債、純資産（資本）の残高というストック項目を表そうというものである。

他にも、企業の一期間におけるキャッシュフローの状況を明らかにしたキャッシュフロー計算書や、企業活動の元本たる資本金等の純資産項目の期中の変動額を変動要因別に一覧化した株主資本等変動計算書およびこれらの補足的な情報を掲載した付属明細表<sup>11</sup>などで構成されている<sup>12</sup>。本稿では、このうち損益計算書と貸借対照表について言及している。

このようにして財務報告を行う会計の目的と役割には主に次のようなものが挙げられる。

まず、企業が財務報告を行うのは、企業外部の利害関係者に対して会計情報に関する情報を開示するためである。なぜ情報開示を行う必要があるのか。それは、ここで対象としている最も一般的な企業、すなわち株式会

---

8 同上書、p.4。

9 なお、現行制度上、連結財務諸表作成時には「純利益および包括利益計算書」など名称と、場合によっては表示項目が変わるが、詳細は後述。

10 桜井（2012）、p.4。

11 金融商品取引法において開示が求められているのは付属明細表だが、会社法において開示が求められているのは注記表と呼ばれるものである。

12 同上書、p.308およびp.379。

社の企業形態の特殊性に由来する。

株式会社は、金融機関から直接資金を借り入れる以外に、細分化された割合的単位の形をとった株式会社の社員たる地位である株式を用いた株式制度を利用することで、少額かつ大量の出資を募るという柔軟な資金調達が可能になった企業形態であるが、この制度は一方で次のような特徴を株式会社にもたらしている。株式制度によって企業に出資した投資家は、株主と呼ばれる企業の所有者の一員となるのだが、この株主という地位は、出資した額を限度としての責任しか企業に対して有しないという有限責任を、我が国の会社法上保障されている。

また、資本調達に用いられた株式の数に応じて多数の株主が誕生したことで、株主自身が企業経営を所有者として行うことが困難となった。そこで、企業経営の専門家に経営を任せる仕組みとなったのであるが、結果的に企業の経営を行う者が当該企業の所有者とは限らない「所有と経営の分離」と呼ばれる株式会社の特徴的な状態も生み出した。

これらの株式会社の特徴によって、企業には株主や経営者、債権者といった多数の利害関係者が誕生したのである。

たとえば、株主と経営者は資金の委託・受託関係にある。株主は出資した資金の管理・運用を経営者に委託者（principal）であり、経営者は株主から委託された資金の管理・運用を実行する受託者（agent）である。このような関係を「エージェンシー関係<sup>13</sup>」という。そして、経営者は受託者として、委託者である株主の利益を最大化させるために自己の最善を尽くすように求められる。これは一般に、「受託責任（stewardship<sup>14</sup>）」と呼ばれるものである。

しかし、経営者が常に誠実であるとは限らず、自己の利益を最大化させ

---

13 桜井（2012）、p.7

14 同上書、p.7

るために株主の利益を損ねる可能性もついてまわる。たとえば、会社財産を流用して私腹を肥やすかもしれない。あるいは、自己の責任が加重になるのを恐れて積極的な経営を行わず、結果として株主利益を損ねることもあるだろう。このように、株主と経営者の間には潜在的に利害関係が存在する。

他にも、株主と債権者の関係においても利害関係が生じることはある。たとえば、企業の所有者である株主は議決権等を通じて企業の意思決定に参加でき、好況時には多額の配当を受け取ることができるが、企業が倒産したとしても株主が問われる責任は出資額のみである。一方の債権者は企業経営へ参加する権利が無く、企業からの元本と利息の回収は業績の良否に関係なく契約に基づき常に一定額であり、かつ企業倒産時には回収不能リスクが上乘せされるおそれすらある。両者の立場のよる権利・義務の違いゆえ、株主と債権者の間にも潜在的に利害関係が存在する<sup>15</sup>。

そこで、これらの企業を取り巻く者たちの利害関係を解消・調整するために、財務報告の内容が役立てられているのである。このような財務報告の役割を「利害調整機能<sup>16</sup>」という。

さらに、株式会社にとって資金調達的主力手段ともいえる株式市場の発達に伴い、企業を取り巻く利害関係者の範囲もさらに広がっていった。すなわち、企業への投資を行う一般投資家等の存在である。彼らにとって、株価が変動する株式市場において株式を転売することは、あくまで利殖目的の投資であった。また市場の発達は、株式だけではなく社債のような債券の発行も可能にしたため、不特定多数の投資家が株主や債権者になりうる可能性を秘めていた。このような者たちにとって、企業の財務報告は投資の意思決定をするための重要な情報源であった。そうして社会に与える

---

15 桜井 (2012)、p.8。

16 同上書、pp.6-9。

影響力が大きくなってきたことから、近年の財務報告は「情報提供機能<sup>17)</sup>」と呼ばれる新しい役割を担うようになっていった。すなわち、証券市場における投資家の投資意思決定に資するような情報を提供することで投資家を保護し、もって証券市場における取引の円滑な遂行を下支えする役割である。近年ではこれを「意思決定有用性」とよび、我が国の討議資料「概念フレームワーク」では次のように述べられている<sup>18)</sup>。

財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。実際のところ、近年における新たな会計基準等の設定においては、この財務報告の目的を強調されることが多い。

このように、会計による財務報告は利害関係者に対して上記のような2つの役割を担っており、利害関係者の関心が特に高いと思われる損益計算書と貸借対照表を中心に、企業は開示を行っている。この点について「企業に対する利害関係者の中心的な関心は、企業の目標達成度であり、資本主義企業においては、この目標達成度が利益の額としてあらわれる。」という指摘がある<sup>19)</sup>。すなわち、利害関係者の利害に対して影響力の高い指標は損益計算書において算定される利益の額ということである。この利益については、上記から続けて次のような説明がなされている<sup>20)</sup>。すなわち、「この利益には、その構成内容の面からみて、もともと二つの種類のもの

---

17 同上書、p.9。

18 米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；以下、FASBと略す）が公表する概念書第1号においても、同様のことが述べられている。

19 山榊（1992）p.165

20 同上書、p.165。

がある」のだという。そしてそれらは、「企業の正常な経営活動の業績をあらわす利益、つまり正常収益力を反映する利益」と「利害関係者に対する分配可能な利益」という2つの異なる利益概念として存在するというのだ。

この2つの異なる利益概念を表示するために我が国ではかつて論争があったが、現在ではこれら2つの異なる利益概念が損益計算書上で併記されるという形で決着がついている。すなわち、損益計算書における収益と費用の区分表記による各段階利益の表示<sup>21</sup>という形での併記である。各段階利益は、上から「売上総利益」、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」、そして「当期純利益」という順に並んでおり、このうち「経常利益」と呼ばれる利益が上記の「正常な収益力を反映する利益」であり、「当期純利益」と呼ばれる利益が「分配可能な利益」である。ここまでは、我が国の会計における利益の捉え方について確認した。次節では、この利益をどのように測定するかという2つの会計観について述べる。

## 2. 2つの会計観について

現在までのところ、我が国の会計では「収益費用アプローチ」と呼ばれる考え方が主である<sup>22</sup>。この考え方は、利益を「アウトプットを獲得し販売するためにインプットを収益的に活用する企業の活動成果の測定値<sup>23</sup>」と定義するものである。この考え方によれば、「企業の収益稼得活動からのアウトプットの財務的表現」としての収益と、「企業の収益稼得活動へのインプットの財務的表現」としての費用とが「鍵概念」(key concept)とな

21 ここでは損益計算書の表示方法として、まず初めに売上高を記載し、それに順次項目を加減しながら、上から下へ表示していく様式である報告式を前提としている。

22 日本語表記では、後述する資産負債アプローチとともに先行研究においていくつかの表記がみられるが、いずれも同じ概念と考えられるため、ここではこの表記で統一している。

23 FASB (1976) (津守監訳 (1997))。



る。そして、「収益・費用の測定、ならびに一期間における努力（費用）と成果（収益）を関連づけるための収益・費用認識の時点決定（timing）」が、財務会計における基本的な測定プロセス」とされ、いわゆる適正な期間損益計算が求められるのである。すなわち、 $\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$ として表せるところに収益費用中心観の特徴があるといえる。

一方、近年特に注目されてきているもう一つの考え方がある。「資産負債アプローチ」と呼ばれる考え方である。これは、利益を「一期間における営利企業の正味資源の増分の測定値<sup>24</sup>」と定義するものである。この考え方においては、「企業の経済的資源の財務的表現<sup>25</sup>」としての資産と「将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務的表現<sup>26</sup>」としての負債が「鍵概念」となる。そして、「資産・負債の属性および当該属性の変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセス<sup>27</sup>」とみなされる。言い換えれば、「その他の財務諸表要素—すなわち、所有主持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失—はすべて、資産および負債が有する属性の測定値の差額または変動額として測定される。<sup>28</sup>」ことになる。これは、「利益の積極要素」（positive element in earnings）としての収益（および利得）が「当該期間における資産の増加および負債の減少にもとづいて定義される<sup>29</sup>」ことや、「利益の消極要素」（negative element in earnings）としての費用（および損失）が「当該期間における資産の減少および負債の増加にもとづいて定義される<sup>30</sup>」ことを意味する。なお、正味資源の増分といっても、資本抛出、資本引出、過年度損益修正いわゆる

---

24 FASB (1976) (津守監訳 (1997))。

25 同上書。

26 同上書。

27 同上書。

28 同上書。

29 同上書。

30 同上書。

従来の損益取引と区別された資本取引等は利益に該当せず、除外される。

この考え方の大きなポイントは、上述のとおり資産と負債を定義することから始まり、その差額としての正味の純資産の増減をもって利益を測定しようとするところである。したがって、 $\text{資産} - \text{負債} = \text{正味資産}$ とすると、正味資産の増加（ただし資本抛出等はそのぞく）＝利益と表せるところに特徴があるといえる。

さて、ここまで2つの考え方について紹介してきた。このうち、収益費用アプローチは期間損益計算中心であり、従来のフロー中心の考え方であるため、そこで扱われるボトムラインとしての利益は収益と費用の差額である正味の成果としての当期純利益で十分である。一方、資産負債アプローチにおいては、資産と負債の差額である純資産の変動額を利益として把握するのであるが、従来の当期純利益には含まれない変動額部分まで認識してしまうため、ボトムラインに新たな利益概念を扱う必要性があった。そこで生まれたのが「包括利益」(comprehensive income) という新しい利益概念である。

### 3. 包括利益について

我が国の企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、「包括利益基準」と略す)においては、「包括利益」は次のように定義されている<sup>31</sup>。

「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持

---

31 なお、討議資料概念フレームワークでは、包括利益は「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分」とされており、包括利益基準における定義は基本的にこれを踏襲したものである。

分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の少数株主も含まれる。

包括利益の採用は、資産負債アプローチを進めるうえで必然であったといえる。なぜなら、資産や負債、特に近年の会計事象の変化から扱うこととなった新しい資産や負債を公正価値で測定するようになると、従来の収益費用アプローチでは利益として把握できない純資産の変動額が認識されるようになったからである。すなわち、資産負債アプローチによるストックの評価において、資産や負債を公正価値によって評価する範囲が拡大されてきたことによるのである。

それはいかなることか。戦後の近代会計においては、期間損益計算に主眼をおいた収益費用アプローチが主流であり、これと整合性をとるように、資産と負債を取得時の価額によって評価する取得原価主義の考え方が重視されてきた。そのため、資産や負債を取得時の価額で評価した後は、当該資産等の市場価格等の公正価値が変動しても、それによる再評価を原則として求められなかった。これは、適切な期間損益を計算する観点から、対価となる現金等が確定するまでは利益として把握しない、言い換えれば未実現の利益は損益計算から排除しようとする考え方である「実現主義」によるものである。すなわち、資産や負債の保有時における価値の変動分を把握したとしても実現とはいえないため、再評価を求められなかったのである。

しかし、近年の会計においてはその原則が変化してきた。一部の資産や負債の評価に公正価値を用いるべきとする考え方が強くなってきたからである。たとえば、企業が保有する有価証券のように市場価格が存在する資産については、取得原価のままではなく決算時点の市場価格、すなわち時価等で評価替えるべきとするものである。これには理由があった。従来の取得原価主義を厳格に適用していると、資産等は取得時の価格のみで評価

され続けるため、実際の市場における時価等をいつまでも資産価額に反映させることができなかつたのである。当該資産を売却するときまで市場価格の上昇分を反映させないことは、これらを含み益と呼ばれる保有利得として帳簿外で管理することを許し、時に経営者の利益調整にも利用されてきた。こういった問題を解決すべく、市場価格に基づく価額等である公正価値によって資産等を評価しようとする動きになったのである。

しかし、そうなるとまた別の問題が発生した。すなわち、公正価値で評価した結果生じることとなる取得原価と市場価格等との間の評価差額の扱いである。これについては、当該評価差額を当期の損益として把握するために従来の実現概念を拡張する形で対応が図られた。従来は売却等をもって利益が実現したものとみなして認識してきたところを、一部の資産等については売却せず保有したままであっても、期末の時価等で再評価して生じた評価差額分を損益として認識しようとするものである<sup>32</sup>。この実現概念の拡張によって、公正価値の変動分である評価差額が損益として認識され、損益計算書における純利益の構成要素となったのである。

ただし、一部の資産等については、公正価値で評価することが適切であっても、その評価差額を損益として認識することは適切ではないとして、その評価差額を損益認識せずに直接純資産の部に計上する処理を求められた。たとえばその他有価証券のような資産については、公正価値で評価することで当該資産の時価の変動額を認識しつつ、直ちに売却の可能性は低いことから損益認識をせずに、その評価差額は直接純資産の部に計上するに留めたのである<sup>33</sup>。

上記のような資産等の価値を正確に把握しようとする考え方は収益費用

---

32 この点については、たとえば企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」という）の第64項において、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、時価評価して適切に財務諸表に反映させるべきとある。

アプローチではなく、むしろ資産負債アプローチの考え方を取り入れられたからだとも考えられている<sup>34</sup>。すなわち、収益費用アプローチを原則としつつ、資産負債アプローチを部分的に適用する両者併存の時期が存在しているということでもある<sup>35</sup>。

このように実現概念を拡張し、また資産負債アプローチの考え方を一部取り入れてまで公正価値に基づく資産等の評価を肯定するに至ったのは、ひとえに企業の実態開示という企業会計本来の目的を達成するために他ならない。企業が保有するリスク資産のリスク変動情報をなるべく開示することで、投資者は企業の実体をより正確に把握できるからである。

しかし、この2つの会計観の併存によって新たな弊害も生じてしまった。その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、従来の取得原価主義と実現主義の下では認識されなかった、損益計算書を経由せずに直接貸借対照表の純資産の部に計上される項目が発生するようになり、収益費用アプローチのみで作成されていた時には維持されていた財務諸表間のクリーン・サープラス関係が維持されなくなったのである<sup>36</sup>。

クリーン・サープラス関係とは、貸借対照表の資産と負債の差額である純資産において株主との資本取引を除いた当期変動額と、損益計算書によって計算される期間利益とが一致する関係<sup>37</sup>をいう。このクリーン・サープラ

33 この評価差額の処理については「金融商品会計基準」の第77項で、「事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではない」と説明されている。

34 我が国の「金融商品会計基準」における規定の（資産・負債の定義から始まる）並び方は、資産負債アプローチを反映したものであるといわれている。

35 減価償却費をはじめとした、期間配分に基づく従来からの会計処理がそのまま残っていることから、今もって資産負債アプローチへの完全な移行は行われていないと考えられる。

36 このようにクリーン・サープラス関係が成立していない状態をダーティ・サープラスともいう。村瀬（2011）、p.37。

37 これを貸借対照表と損益計算書の連携ともいう。

ス関係が維持されるということは、株主との資本取引を除く純資産の当期変動額について、その変動要因の内訳項目が損益計算書において明確に把握されるということである。言い換えれば、当該期間の純資産の変動額には、資本取引を除いて損益計算書を経ずに計上された項目は含まれていないということである<sup>38</sup>。すなわち、クリーン・サープラス関係が維持されている限り、純資産の増減については損益計算書によってその変動要因およびその金額を把握することが可能ということになる。それは財務諸表の透明性を高めることとなり、結局のところ、投資者による財務諸表の理解をより促進させることとなるため、可能なかぎり維持できるように努力すべきであろう。また、「財務諸表」という一括りのステートメントの一構成要素である貸借対照表と損益計算書の連携は、全体としての整合性という観点からも可能なかぎり維持されてしかるべきであろう。

なお、前章で述べた包括主義による利益はクリーン・サープラス関係を前提としたもの<sup>39</sup>であり、対する当期業績主義による利益は、包括主義において損益計算書に計上されていた臨時・異常な損益や一時的な損益について、損益計算書を通さず剰余金計算書において直接純資産の部（資本の部の未処分利益）に加減する手法を取るため、ダーティ・サープラスであるといわれていた<sup>40</sup>。損益計算書の表示において、区分計算を用いることで両者の折衷案のようになってはいるものの、原則的にはボトムラインの当期純利益に当期業績主義の利益ではなく包括主義の利益が採択されるようになったのは、このクリーン・サープラス関係の問題も理由の1つである。

このようにクリーン・サープラス関係の維持を前提とした会計制度の拡充を行ってきたが、前述のとおり2つの会計観の併存によって、従来維持

38 剰余金 (=surplus) の変動に損益計算を経っていない項目が含まれていない (=clean) 状態という意味ではこちらが本来の定義ともいえるが、この状態を一目で理解できるのは前出の定義であろうと思ひ、本稿では定義として使用している。

39 安部 (2009)、p.7。

40 SFAS130より。安部 (2009) 参照。

されてきたクリーン・サープラス関係が崩れてしまった。ただ、前述のとおり企業実態の適切な開示という観点からクリーン・サープラス関係を放棄してまで資産負債アプローチの部分的な採用を行った経緯があり、しばらくの間この状態は続いてしまっていた。そのため、この問題を解決する手段を会計関係者の間では議論されてきた。

そこで新たに採用されるべき利益概念として登場したのが、包括利益という概念である。前述のとおり、包括利益は一期間における純資産の変動をすべて含むものであることから、この利益概念を用いれば、先ほどの損益計算書を経ずに純資産の部へ直接計上される項目というものが存在しなくなるのである。そのため、包括利益をボトムラインとする利益計算書において求められた期間利益は、当該期間における純資産の変動額と一致するものであり、当然のことながらクリーン・サープラス関係が保たれるということでもある。この点については、我が国の「包括利益基準」の第21項において以下のように述べている。

包括利益及びその他の包括利益の内訳を表示する目的は、期中に認識された取引及び経済的事象（資本取引を除く。）により生じた純資産の変動を報告するとともに、その他の包括利益の内訳項目をより明瞭に開示することである。包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係）を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。

上記を整理すると、包括利益を表示する目的は、純資産の変動を報告することとその他の包括利益<sup>41</sup>の内訳項目を明瞭開示することである。それに

---

41 その他の包括利益については後述する。

よって財務諸表の透明性が高まり、利害関係者の理解や他の財務諸表との比較を容易にすることで、情報としての利用価値も高まると考えられる。

なお、包括利益の表示について利益と区分する形での表記の場合、「リサイクリング」と呼ばれるその他の包括利益の組替調整の問題が生じるが、後に述べる内容には直接影響がないこと、および議論を簡略化するため、本稿では触れていない。

#### 4. 包括利益の表示について

包括利益は既に述べたとおり、資産負債アプローチという利益観の下で、従来の損益計算書においてボトムラインを形成していた当期純利益より、さらに下に位置する最終の利益とされる。この点について、我が国の「包括利益基準」では、包括利益の表示について第6項で「当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する」と規定している<sup>42</sup>。

ここで「その他の包括利益」について触れておく。「その他の包括利益」とは、「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分」をいう<sup>43</sup>。「その他の包括利益」は、同基準の第5項後段において「包括利益と当期純利益との間の差額」とあるように、本来は差額概念である。すなわち、資産負債アプローチの下で定義づけされた資産および負債の差額として求められる純資産の当該期間における変動額、言い換えれば当該資産および負債自体の公正価値の変動額が包括的に認識された包括利益と、

---

42 基準は、平成23年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る財務諸表から、当該基準を適用して包括利益を表示することを要請している。なお、個別財務諸表に関しては、当面の間本基準は適用されないことが平成24年6月24日に公表された。したがって、以降では原則として連結財務諸表を想定している。ただし、基準では連結財務諸表は本来「当期純利益」ではなく「少数株主損益調整前当期純利益」をベースとしているが、両者は本質的には同様であることおよび本稿において述べる問題には直接関係がないため、本稿では表記を簡略化するために本文中での表記については「当期純利益」で統一している。

43 「包括利益基準」第5項前段



原則としてキャッシュの裏付けという根拠に基づいて認識された当期純利益との差額部分が、「その他の包括利益」ということになる。これを関係式で表すと以下のようになる。

$$\text{包括利益} - \text{当期純利益} = \text{その他の包括利益 (純額)}$$

しかし、上記のとおり我が国の「包括利益基準」では、「当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する」と規定しており、その他の包括利益は差額として求められるようにはされていない。包括利益の構成要素という位置づけであり、その包括利益にしても当期純利益からの調整計算という形である。これを関係式化すると以下のようになる。

$$\text{包括利益} = \text{当期純利益} \pm \text{その他の包括利益}$$

これには、従来の会計ルールから求められてきた当期純利益に手を加える形で導出できる方が実務上の手続きも煩雑とならず、また現場での混乱も少ないであろうという実務への配慮という側面もあるとは考えられる。だが、その他の包括利益の範囲を具体的に絞り、現行の財務諸表上で認識され得る項目以外の要素が包括利益に入らないようにしている意図もあると考えられる。後者を換言すれば、現行の財務諸表作成上の資産および負債の評価において、公正価値評価の適用される範囲が絞られているということでもある。実際のところ、我が国の「包括利益基準」においても、第7項にて「その他の包括利益の内訳項目は、その内容に基づいて、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額等に区分して表示」とあるように具体的な項目が列挙されている。もっとも、「等」とあるように将来の適用範囲の拡大を見越した表記とも取れるが、少なくとも現状の適用範囲は限られていると考えるべきであろう。

これは、その他の包括利益が包括利益の構成要素であるとともに、純資産の構成要素でもあるからであろう。すなわち、純資産の部における株主資本以外の項目に「その他の包括利益累計額」という区分が存在するが、

その構成項目は従来から上記その他の包括利益の内訳項目で占められているからである<sup>44</sup>。

包括利益は、投資のリスクから解放された<sup>45</sup>利益である「当期純利益」といまだリスクから解放されていない「その他の包括利益」で構成される。この点、当期純利益は従来から存在する利益概念であるため、包括利益における重要な要素はその他の包括利益が表す投資のリスクから解放されていない利益部分ということになる。ただし、その他の包括利益には種々の項目が含まれており、その他の包括利益が表す利益を単一のものと捉えることは難しい。すなわち、時価をはじめとする様々な公正価値で評価された項目のうち、投資のリスクから解放されていない部分については、すべてその他の包括利益に反映されているため、そこには異なる属性<sup>46</sup>が混合することになるのである。

以上のように、包括利益は当期純利益とその他の包括利益で構成されていることから、財務諸表における表示に関してもこれを明確に示す形で表示することが求められている。この点、従来から利益指標として用いられている当期純利益による業績表示の有用性を尊重する<sup>47</sup>とともに、資産負債アプローチの下でのボトムラインの利益である包括利益も表示して投資者の有用性に資する観点から、包括利益に関しては「包括利益計算書」と呼ばれる計算書によってその他包括利益の内訳項目を詳細に明示することと

44 「包括利益基準」第16項参照。従来は「評価・換算差額等」と表示されていた区分であるが、当該基準の適用をもって名称が変更されている。

45 「投資のリスクから解放」とは、従来の実現概念とほぼ同意であるが、資産負債アプローチの下ではこちらの表現が適切であるため用いることとする。討議資料「概念フレームワーク」参照。

46 属性とは、「数量化もしくは測定される構成要素の特質または性質」をいう。広瀬訳(2010)「SFAC第5号」『FASB財務会計の諸概念』p.241

47 我が国の「包括利益基準」第22項によれば、包括利益は「当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高める」とされている。

【図表4-1】 1 計算書方式

【1計算書方式】	
＜連結損益及び包括利益計算書＞	
売上高	10,000
… (中略)	…
税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	900
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
少数株主利益	300
当期純利益	1,000
少数株主利益(加算)	300
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
その他の包括利益:	
その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180
持分法適用会社に対する持分相当額	50
その他の包括利益合計	700
包括利益	2,000
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400

【図表 4 - 2】 2 計算書方式

【1計算書方式】	
＜連結損益及び包括利益計算書＞	
売上高	10,000
… (中略)	…
税金等調整前当期純利益	<u>2,200</u>
法人税等	<u>900</u>
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
少数株主利益	<u>300</u>
当期純利益	<u>1,000</u>
少数株主利益(加算)	<u>300</u>
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
その他の包括利益:	
その他有価証券評価差額金	530
繰延ヘッジ損益	300
為替換算調整勘定	△180
持分法適用会社に対する持分相当額	<u>50</u>
その他の包括利益合計	<u>700</u>
包括利益	<u>2,000</u>
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400

なっている。

なお、利益の表示方法について、まず当期純利益を表示して、そこからその他の包括利益の内訳項目を加減する形で包括利益を表示するまでの工程を1つの計算書（呼称は「損益及び包括利益計算書」）で行う形式を「1計算書方式」という。これに対して、上記2つの利益の表示を、当期純利益までを表示する「損益計算書」と、当期純利益を起点としてその他の包括利益の内訳項目を加減する形で包括利益を表示する「包括利益計算書」とに分けて行う「2計算書方式」という。そして、どちらを選択するかは企業の任意とされている。

以下に、1計算書方式（図表4-1）と2計算書方式（図表4-2）のそれぞれのひな型を挙げておく。

（図表4-1・4-2ともに、出典：企業会計基準委員会「企業会計基準第25号『包括利益の表示に関する会計基準』」の設例より）

ご覧のとおり、当期純利益からボトムラインとしての包括利益を求めるまでの表示に関しては、どちらの計算書方式でもその他包括利益の内訳項目を列挙して加減しているだけであり、内容としてはほぼ同じである。

### むすびにかえて

以上のように、包括利益を表示する上で、我が国の「包括利益基準」は1計算書方式であれ、2計算書方式であれ、当期純利益に「その他の包括利益」を加減するような表示を求めている。これは、我が国の会計が歴史的に分配可能な利益としての「当期純利益」を表示することを求めてきたからであろう。また、「その他の包括利益」があくまで従来から純資産の部に直入されてきた項目に限定されていることにも依拠すると考えられる。すなわち、従来から公正価値評価によって資産または負債の価値の変動を把握するものの、当該価値の変動をリスクから解放したものはみなさず

に当期純利益には含めていなかった。包括利益がこれらを含めた純粋な資産・負債の価値の変動を把握したものだとしても、当期純利益を区分表記することは従来からの実務慣行上も意義があると考えられているのだ。それゆえ、当期純利益に「その他の包括利益」を加減する形で最終的に包括利益が求められる表示の仕方となっているのだろう。今後は、この「その他の包括利益」の内訳項目にさらに加わるべき項目をさらに吟味して、より充実した情報開示が行われることを期待するものである。

#### 【参考文献】

- 安部由佳理 (2009) 「包括利益とクリーン・サープラス — 遡及適用が及ぼす影響 —」『関西学院商学研究』第60号、2009年3月、pp.1-16。
- 企業会計基準委員会 (1999) 『金融商品に関する会計基準』企業会計基準第10号、企業会計基準委員会、1999年。
- (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会、2006年12月。
- (2010) 『包括利益の表示に関する会計基準』企業会計基準第25号、企業会計基準委員会、2010年。
- 桜井久勝 (2012) 『財務会計講義<第13版>』中央経済社、2012年。
- 村瀬儀祐 (2011) 『会計理論の制度分析』森山書店、2011年。
- 山榑忠恕・寫村剛雄 (1992) 『体系財務諸表論 [理論篇] 四訂版』税務経理協会、1992年。
- American Accounting Association “A Statement of Basic Accounting Theory” American Accounting Association, 1966. (飯野利夫訳 (1969) 『基礎的会計理論』国元書房、1969年。)
- Financial Accounting Standards Board (1976) FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement, December 2, 1976, Financial Accounting Standards Board (津守常弘監訳 (1997) 『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年)
- (1978) , Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Financial Accounting Standards Board. (広瀬義州訳「財務会計諸概念に関するステートメント第1

号 営利企業の財務報告の基本目的」平松一夫・広瀬義州訳（2010）『FASB財務会計の諸概念』（増補版）、中央経済社、2010年、pp.3-43。）

—— (1984), Recognition and Measurement in financial Statements of Business Enterprises, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, Financial Accounting Standards Board. (広瀬義州訳「財務会計諸概念に関するステートメント第5号 営利企業の財務諸表における認識と測定」平松一夫・広瀬義州訳（2010）『FASB財務会計の諸概念』（増補版）、中央経済社、2010年、pp.197-266。）

—— (1985), Elements of Financial Statements, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫訳「財務会計諸概念に関するステートメント第6号 財務諸表の構成要素」平松一夫・広瀬義州訳（2010）『FASB財務会計の諸概念』（増補版）、中央経済社、2010年、pp.269-408。）